

議会運営委員会

日 時 平成23年8月30日(火) 午前10時～
場 所 第3委員会室

1 平成23年9月亀岡市議会定例会について

- (1) 招集告示 8月30日(火) 告示第 号
(2) 開 会 9月 6日(火)

2 議案の概要説明について

◎別紙

◎追加議案

平成22年度一般会計及び各特別会計決算認定について

3 定例会日程 ……………【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 9月 6日(火) 午後2時
○一般質問順序 ①共産 ②公明 ③改革 ④緑風
(2) 請願書提出期限 9月 6日(火) 午後5時
(3) 質疑通告期限 9月15日(木) 一般質問終了時
(4) 意見書等提出期限 9月29日(木) 正午
(5) 討論通告期限 9月30日(金) 午後4時

4 開会日(9月6日)議事日程

諸報告

- 第1 会議録署名議員指名(福井議員、田中議員)
第2 会期決定(29日間)
第3 報告第1号(提案理由説明)
第4 第1号議案から第10号議案まで(提案理由説明)
第5 議第1号議案(提案理由説明～表決)
第6 議第2号議案及び議第3号議案(表決)

◎諸報告

- 監査結果報告(例月、定期)
○理事者出席要求
○地方自治法第180条(専決処分)報告

5 議第1～3号議案

- 改正文(別紙のとおり):開会日議席に配付
○議第1号議案提案理由説明
・説明者の決定
・説明案【別紙No.2】

6 決算審査について

○特別委員会

- ・ 9月16日設置

- ・ 委員長：菱田副議長、副委員長：吉田（環厚） 常任委員長

〔先例申合せ 121〕

○事務事業評価対象事業選定

- ・ 選定資料【別紙No.3】

7 開会日の会議予定

10:00～ 本会議

終了後 各常任委員会（事務事業評価対象事業選定）

8 陳情・要望について（メールボックス配付済み）

（1）若狭湾原子力発電所の安全対策を求める申し入れ

（2）原子力発電に依存したエネルギー政策の見直しを求める意見書採択を求める陳情書

（3）地球防衛宣言及び戦争のない世界実現の為の陳情書

（4）拡大生産者責任（ERR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について（お願い）

9 審議会委員等の選出について

○亀岡市民生委員推せん会委員（2名）【環境厚生常任委員】

任期：委嘱の日～3年間

現委員：酒井議員、竹田議員（H23.10.31 任期満了）

10 協議事項

（1）議会報告会市民意見対応（別紙No.4）

（2）委員会傍聴届（別紙No.5）

11 当面の日程について

○本日の日程（議運後）

13:00～ 全員協議会

13:30～ 会派会議

15:00～ 広報広聴特別委員会

○8月31日（水） 9:30～ 総務文教常任委員会

○9月 1日（木） 13:30～ 議会改革推進特別委員会

12 その他

○エコオフィス期間（9月中）

○写真撮影許可

○市民憲章唱和

9月13日（火）9:50～ 唱和リーダー：竹田議員

平成23年9月亀岡市議会定例会日程（案）

（会 期 29日間）

月 日	曜 日	行 事	備 考
8/ 30	火	定例会招集告示 議運、全員協議会、広報広聴特別委員会	幹事会、会派会議
31	水	総務文教常任委員会	
9/ 1	木	議会改革推進特別委員会	
2	金		
3	土		
4	日		
5	月		
6	火	【定例会開会】 常任委員会（総務文教、環境厚生、産業建設） ＜一般質問通告期限：14:00 請願書提出期限：17:00＞	
7	水		
8	木		
9	金		
10	土		
11	日		
12	月		
13	火	【一般質問】	一般質問順序 1 共産 2 公明 3 改革 4 緑風
14	水	【一般質問】、議運（追加議案送付）	
15	木	【一般質問】 ＜質疑通告期限：一般質問終了時＞	
16	金	【一般質問（追加議案提案）】、議運	幹事会、会派会議
17	土		
18	日		
19	月	敬老の日	
20	火	常任委員会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
21	水	決算分科会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
22	木	決算分科会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
23	金	秋分の日	
24	土		
25	日		
26	月	決算分科会（総務文教、環境厚生、産業建設）	
27	火	決算全体会	
28	水	決算全体会、全員協議会	
29	木	常任委員会（予備日） ＜意見書提出期限：12:00＞	
30	金	議運 ＜討論通告期限：16:00＞	会派会議
10/ 1	土		
2	日		
3	月	人事議案調整	
4	火	決算分科会委員長会議、 常任委員会、議運 【定例会閉会】	幹事会、会派会議

議会基本条例の一部改正提案理由

(H23. 9. 6)

議第1号議案、亀岡市議会基本条例の一部改正について、亀岡市議会基本条例第24条第3項の規定に基づき提案理由説明を行います。

亀岡市議会では、今年3月に議会改革推進特別委員会を設置し、議会運営に関わる様々な課題を検討しています。本議案はその検討項目の一つとなったものです。

議会基本条例では本会議等で理事者が反問を行える旨を規定しています。しかし、反問の範囲は論点を整理するために行うものに限ることとしています。本議案はこの制限を撤廃し、理事者が自由な反問として、議員の考え方や対案の提示等を求めることができるようにしようとするものです。

議会は、議員の議案に対する質疑や一般質問において、その内容をより深め市政の課題を明確にするとともに、議論を活発化し、市民に分かりやすいものとしていかなければなりません。この観点から、特別委員会では反問の範囲を拡大する方向で議論を重ねられてきました。

理事者からの反問の範囲が拡大することで、議員にとっては、今まで以上に慎重な準備や、議案に対する十分な理解が求められることとなります。議員が行う質疑、質問の本来的な役割もしっかりと認識したうえで、反問の範囲を拡大し、議会での議論の充実が、市民福祉の向上に資する施策を生み出す土壌となることを期待し、本議案を提案するものであります。

議員各位には、ご賛同いただきますようお願い、以上提案理由説明といたします。

別紙

平成23年9月6日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第 1 号 議案

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例

亀岡市議会基本条例（平成 22 年亀岡市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「、その論点を整理するための」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年9月6日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

議第2号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項を次のように改める。

委員会は、議員のほか、委員長に届け出た者が傍聴することができる。ただし、委員長は、傍聴人の数その他の必要な制限をすることができる。

同条に次の1項を加える。

3 この条例に定めるもののほか、委員会の傍聴に関しては、本会議の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成23年9月6日

亀岡市議会議長 石野 善司 様

発議者 明田 昭

湊 泰孝

馬場 隆

日高 省子

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき
事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第
14条の規定により提出します。

議第3号議案

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年亀岡市条例第17号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例（平成22年亀岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（議会の議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

（1） 亀岡市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。

（2） 前号に定める基本構想を実現するために取組むべき施策を体系的・総合的に示すために定めた基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会報告会で頂いた意見・要望等と回答について

◆議会運営委員会

会場	意見・要望などの概要	当日回答内容	対応		
			参考	報告	調査
曾13	議員定数削減、報酬削減の議論は議会の中でされているのか。	議会改革推進特別委員会の中で議員定数も含め議論している。市民に伝わるように改革に努めていく。その中で議員定数、議員報酬も更に議論し方向を決めていきたい。			

平成 年 月 日

平成 年 月 日開催の 委員会

傍 聴 届

住 所 _____

氏 名 _____

亀 岡 市 議 会

傍聴される皆様へ

傍聴にあたっては委員長の指示及び亀岡市議会傍聴規則に基づく次の注意事項を順守してください。

- ・ 携帯電話は入室に際し電源を切り、使用することはできません。
- ・ 他に迷惑を及ぼしたり会議進行を妨害するおそれがあるものなどを携帯する人、その他、委員長が不相当と認めた人などは委員会室に入ることはできません。
- ・ 傍聴席では静粛にし、拍手や談論したり騒ぎたてることはできません。また、みだりに席を離れることはできません。
- ・ 写真撮影や録音・録画、また飲食・喫煙等はできません。
- ・ 秘密会を開く議決があった場合、速やかに退場しなければなりません。
- ・ 委員長が必要に応じ傍聴者数を制限する場合がありますので、指示に従ってください。

亀 岡 市 議 会